

第3回 郵政改革関係政策会議

日時：平成22年2月8日（月）13:00～14:30

場所：金融庁 第2特別会議室

○議題 郵政改革の検討状況について

- ① 報告
- ② 意見交換

【大塚副大臣挨拶】

今日は、郵政改革の政策会議の第3回であり、後ほど素案を発表させていただく。この素案をベースに、是非、今後闊達な意見交換をさせていただき、最終的なゴールを目指したいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

【大塚副大臣より資料に沿って説明】

【質疑応答】

- ユニバーサルサービスコストをどうやって、誰がどう担保するのか一番の問題。2つ考え方があって、郵貯・簡保で稼ぐのか、あるいは税の租税の優遇措置を設けるのかということであるが、租税の優遇措置はなかなか厳しいと感じる。郵貯・簡保にできるだけ自由に業務をやらせ、金融で稼ぐのが筋だと感じる。早急に業務の自由化が必要。
- 公益性と地域性を二本柱として検討していただいているが、まさに公益性資本主義に基づく新しいビジネスモデルとして郵政事業を位置づけていったらよいと思っている。株主至上主義、市場万能主義は改めなくてはならない。
- ユニバーサルサービスを全体に課すとすれば、大変なコストがかかる。赤字を出さないことは当たり前の話であり、今のままのような形態で、いわゆる自由も何もないような会社にしてしまつては、将来大変なことになる。ゆうち

よについては、限度額を撤廃して自由にやらせないと、全国に対するユニバーサルサービスはできないと思う。

○ 郵政公社が続いていたら今日の時点でどういった問題が起きるのか。また、ゆうちょ、かんぽを本当に分けなければいけないのか。分けるべきなのか、一緒にした方が効率的なのか、といった点を是非検討していただきたい。

○ ユニバーサルサービスの議論では、都市部と地方の話がメインになるが、商品ごとの話もあるのではないか。収益性を考えると第三種・第四種郵便等の損益は赤字ではないか。赤字であるなら、トータルで得だからやっているのか、義務なのかを整理してほしい。

貯保の限度額については、税とか預金保険料も払っている中で、イコールフットィングという観点では、限度額については撤廃すべきではないか。特に、流動性のあるものについては、その管理コストもかかっていることから、ご検討いただきたいと思う。

(答) (大塚副大臣) 一点目の第三種・第四種郵便のご質問について考え方だけ整理させていただく。まず、これは素案であり、たとえばユニバーサルサービスの内容も、これとこれは落とした方がいいのではないかと、というご議論であれば、もちろん今後そういう展開もある。

それを前提として、もし第三種・第四種をユニバーサルサービスにすると、ご指摘の通り損が出る。損が出るコストを、今度は国がカバーするときに、直接、税を投入するにしても、租税特別措置等の措置でやるにしても、そんな損が出るサービスまでやれと国民は望んでいないという整理にするならば、三種・四種はユニバーサルサービスから除くということになる。

したがって、コストを政府がどのように負担するのか、あるいは今後のご議論で、これまで通り銀行と保険の収益でやった方がいいというご議論も出てくるかもしれないが、そのことによって業務内容そのものも変わってくるので、可變的と申し上げたのはそういう意味です。

○ 3点お聞きする。1点目は、郵便局の方から話しを聞いた際、郵便の配達員の方が、貯金のことを聞かれたときに、自分は貯金会社の人間じゃなくて配達員だから取り扱えないとか、誤配されたときに、郵便局に電話をかけたなら郵便局会社なので対応できないといった話があった。今後、3分社化とする場合に、業種間による弊害をどのように考えているのか。

2点目は、出資比率について。今後ワンストップサービス、行政サービス等々

各自治体に委ねられていたものを郵便局で行っていくことを考えれば、やはり行政としての責任も出てくると思うので、2分の1以上は政府が担保し、行政面も担っていくという方法がいいと思うが、どのように考えているのか。

3点目は、ユニバーサルサービスを維持していくためには、財源を確保する必要がある一方、民業圧迫という考え方もあり、日本で一番巨大な金融機関である郵便貯金が自由になっていったとき、農協や信金等の経営が圧迫され、地域金融機関が衰退していくということも考えられる。民業圧迫という点と、ユニバーサルサービスの維持という点の考え方はどのようになっているのか。

- ユニバーサルサービスのコスト負担、これを誰が負担するのか、どうやって捻出するのか。郵便の赤字をできる限りゆうちょ・かんぽの利益で賄っていくのが筋であり、限度額の上限は、当然撤廃すべきだと思う。

出資比率については、議論を重ねるべきだと思うが、2分の1以上、あるいは3分の2といった形で、国が何らかし責任を持つことは当然だと思う。

- 郵政改革素案の中に、公共性の高い民間企業が担う政府の国民に対する責務、これは新しい公共のイメージとしてもものすごく分かりやすい。郵政改革、ユニバーサルサービスという言葉がキーワードのように出てくるが、ユニバーサルサービスという言葉が少し分かりにくい。ワンフレーズで、もう少し分かりやすく、例えば日本語に直すとどうなるかという点を質問したい。

- 郵政改革は、そもそも国民に政府が負っている義務を日本郵政グループにお願いをする、その立場には大賛成であり、出資比率については、政府から親会社、親会社から子会社への出資比率は、少なくとも2分の1以上の株式を保有すべきだと思う。

その上で、ユニバーサルサービスのコストの負担については、第一義的には、当然その義務を負う郵政グループに担っていただくわけであるが、政府が国民にそのサービスを担う責務を負ってきたので、このサービスのコストの捻出については、万が一有事あるときには、政府が、税の投入もあり得るという姿勢をどこかで読み取れるような形にさせていただければ、私はより国民の安心と国民に対する責任を果たせるものになると思っている。

- ユニバーサルサービスコストについて、国民的への普遍的なサービス提供を保障することになると、その負担は国民全体が担うというのが筋だと思う。そういった意味で、租税による対応が筋だと思うし、その立場に賛成。

ただし、租税特別措置にもいろいろあり、地方税には租税特別措置がなく、

地方税法の附則で対応していることがあるから、そういった意味で税制上の措置になるだろうし、また、国税についても、附則で対応するのではなく、できれば本則でやるという税制上の対応をしっかりと入れ、ユニバーサルコストは考えていくべきだと思っている。

- 2点ある。1点目は重複するが、今のユニバーサルサービスを維持する上で、ゆうちょ、かんぽの収益というものが大変重要であり、上限枠を撤廃しないと大変厳しいのではないかと思っている。

2点目は、銀行法、保険業法の下に二人局、三人局でもメガバンク並みの検査・監督が行われているが、それによって現場、地域住民の方が大変混乱しているので、その規制緩和も含めてご検討をいただきたいと思っている。

- ユニバーサルサービスとは、採算度外視で格差是正に努め、また必要な事業を行っていくということにも言い換えられることから、利益追求の株式会社の形態を取るわけであるが、利益追求というところで、税金は入れないという考え方よりも、ユニバーサルサービスを維持するからこそ、もしもの時には税を投入する、あるいは国が責任をもってこのユニバーサルサービスを維持する、という姿勢を示すべきだと思う。

そのことに基づき、利用限度額は撤廃すべきではないと思っている。利用者がどう思うかという視点も大事ではないか。利用者にしてみれば、郵便貯金に1,000万円預けて、その余分を民間に預けているというのが実態だと思う。それくらい郵便貯金は大変な信用力があり、これが撤廃ということになると、他の民間の信金・信組、地銀、農協・漁協等からゆうちょへ相当な資金が流れる可能性がある。そうすると、法律では民業圧迫ではないかもしれないが、実態として民業圧迫となってしまう可能性もある。限度額については、もう少し、金融機関の意見も伺って、検討いただければと思う。

- がん保険の分野において、アメリカ政府等からいろいろな意見が出てくると思う。郵便局ネットワークを守り、発展させるためにも、貯金も保険も限度額は撤廃した方がよく、がん保険等の第三分野にはどんどん参入し、新規サービスもやってほしいと強く願っているが、そういったことに対する反対意見もあると思うので、そういった意見もこの場で紹介していただきたい。一番困るのは、我々の主張を聞いていただいたが、民間金融機関やアメリカ政府から意見が出たから結局できなかったという結論だけを最後に言われること。民間金融機関やアメリカ政府の主張に対して我々も反論したいことがあるから、次回以降、まず主張をご説明いただきたい。

○ ユニバーサルサービスを行っていくにあたり、かんぽ・ゆうちょの自由化は必須だと思うし、限度額は撤廃すべきである。また、3社体制になったら、3つの会社の中で動きやすいようにする、あるいは、隣の会社の仕事もできるようにするというのが、地方の郵便局にとって必須だと思うので、その工夫がいるのではないかと思う。

もう一つは、元の財投に戻せとは言わないが、やはり公益性を追求するならば、集めたお金は地方債を買うとか、そういった義務を課すということも必要ではないかと思う。

○ 株式の保有について、2分の1、3分の2という議論があるが、残る部分についてはパブリックに売るといふことなのか、それともどこか固定的なところに持ってもらうのか、ものすごく重要なポイントであると思う。なぜなら、2分の1という場合、株主として、会社の重要財産の処分権に対する議決権が満たされていないわけであるから、そういった意味で考えると、私自身は、3分の2以上必要ではないかと思っている。

それから、金融の分野において、ある程度収益を上げ郵便事業分野のコストを賄うとすれば、運用の柔軟化が重要となる。やはり0.8%という運用収益であると、170兆円という預金残高といっても、実はメガバンクに毛が生えた程度の大きさにしかなっていない。そう考えると、ある程度の金融分野の競争状況を自由化していくことは、ものすごく重要なことだと思う。

○ 公社の時は何が悪かったのか。公社の時は利益を出して、3年半で税金に相当する国庫納付金を9,000億円ぐらい納めている。だから公社の時の方がよかったのではないかと思うし、民営化して赤字が出るという話になると、民営化されるよりは公社の方がよかったということになってしまう。こうならないよう、郵政の事業はやっていくべきと思う。そのために金融会社1社体制は、十分検討に値すると思う。

(答) (大塚副大臣) 今お答えできることだけ申し上げる。誤配の際の郵便局の対応についてご指摘いただいた。これは利用者からも郵政グループ自身からもしっかり聞いており、そのような業務上の問題がなぜ起きているかということは、法制上の原因によるもの、実際のマネジメント上の問題によるものがあり、これを峻別して、法制が理由のものは法制対応する。

それから、出資比率を上げることで行政サービスを担保してはどうかというご意見もあったが、考え方としては、行政サービスを本来的にやる組織な

のかどうなのか、それとも行政サービスをやるということ、まさしく公益性が高い民間企業として協力をするという程度、ないしはそういった位置づけのものなのか。その位置づけが難しい。地元自治体と合意し、年金記録確認といった業務を普遍的に行うとしたら、それを出資比率との関係において担保すべきことなのか。この点は、ストレートに結論を出せないということをご理解いただきたいと思う。

それから、ユニバーサルサービスをやると地域の金融機関が困るのでというご質問ですが、中小の金融機関が困るという声もあれば、逆に、利用者のほうが大事というご意見もあり、両極端の意見が出ますので、現状このご質問に関して答えはありません。答えがないからこそこれからご議論いただきたい。日本郵政グループも、今の業務の内容ではジリ貧だと思いますし、民間金融機関も、今の日本の経済状況からするとジリ貧。つまり、ジリ貧同士が限られたパイをどういう風に分け合うかという議論でもある。経済全体を拡大させようということが、我々が最もやるべきことですが、それが実現できないときに、じゃあ all or nothing で、どちらかに寄った結論を出せるものなのかどうかを、これから先生方にお悩みいただきたいということです。

それから、ユニバーサルサービスをあえて日本語で直訳すれば、普遍的サービスということになりますが、政府が国民の皆さんに対してどういう役割を担っているか、ということを示している言葉だと思う。これは私見で申し上げているだけですが、確かにユニバーサルサービスに代わる言葉を新しい視点で議論しないと、5年前と同じ議論になると思う。そういう問題提起は大事だと思いますので、しっかり考えさせていただく。

それから、株は誰が持つのかという点、これは決めていない。今後の話であり、出資比率が100%でいいという話になれば、全然誰が持つのかという話にはならない。ただ、100%では困るというときに、ご指摘の通り、一体、市場で売するのか、特定の人に持ってもらうのか、これも重要な議論であり、今は何も決まっていない。

今日の段階でお答えできることはお答えしましたが、預金限度額の話1つとっても、完全撤廃から完全維持のご意見まで出るという話です。最終的に連立与党が大体一ヶ月位で一定の結論に到達できるよう、ご協力いただきたいことをお願い申し上げて、閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(以上)